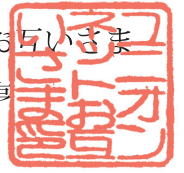


2022年9月28日

## 支援のみなさまへ

ユニオンネットお互いさま  
委員長 峰岸 亨



### 日通の無期転換逃れ地位確認（労働契約法 18 条）裁判

## 日通無期転換逃れ雇止めを許さない日通本社抗議宣伝行動への参加要請

日本通運の無期転換逃れ（労働契約法 18 条潜脱）の裁判が、11 月 1 日に判決が出されます。

2018 年 3 月 31 日に無期転換逃れの雇止め（解雇）され、4 月 1 日に東京地裁に提訴、2020 年 10 月 1 日に不当判決が出され、10 月 7 日に東京高裁に控訴審を行いました。4 年半が経過しています。日本通運には、常時 18000 人ほどの有期雇用労働者が働いており、それは、2018 年当時も今も変わっておりません。日本通運では 10 年～20 年と定年まで働く有期雇用が常態化していましたが、労働契約法 18 条が施行され、その効力の発生する 2018 年までに「不更新条項」を労働契約書に忍ばせ、5 年の雇用期間の上限を決めて一斉に無期転換逃れの雇止め（解雇）を行っています。こうした状況から、女性労働者である O さんが、長く働けることを期待していたことは当然であり、日本通運の理不尽なやり方に公然と異議を唱えたのは、O さんと川崎の I さんの二人でした。

裁判の状況については、7 月 6 日に高裁で結審され 11 月 1 日に判決が出されます。この間、東京地裁判決の誤りについて、事実認定の誤り、一職場ではなく日本通運が全社的に行った雇止めであり、労契法 18 条の存在意義からも許されないことを主張してきました。6 月 2 日に予定されていた証人尋問には、会社側証人が「記憶が曖昧」という許されない理由で出廷を拒否しており、原告主張の正当性も立証されています。

そしてこの闘いが、同様に理不尽な対応されている北海道のパタゴニア、非常勤講師、公務員非正規労働者の闘いとも連帯する一助になればと考えています。

11 月 1 日の東京高裁判決に向けて、下記のような取り組みを闘っていこうと考えています。引き続き、東京地裁判決を正し、東京高裁で公正な判決を出させ、O さんが堂々と日本通運の職場に復帰するために、法の不備を是正させることも含め闘い続けていきます。

### 東京高裁判決に向けた行動参加の願い

#### 1 日通本社前宣伝行動

10 月 3 日（月） 17 時 秋葉原駅昭和口に集合 その後、日通前に移動  
左図参照 本社は秋葉原駅と浅草橋駅の間

#### 2 日通裁判高裁傍聴

11 月 1 日（火） 11 時～ 101 号法廷

※ 前段に、高裁前宣伝行動を 10 時から行います。



※連絡先 ユニオンネットお互いさま

TEL 070-6576-2071

FAX 03-5577-7263

メール info@otagaisama.org

## 日通無期転換逃れを許さない闘いとは

日本通運の無期転換逃れ（労働契約法 18 条潜脱）の裁判は、2020 年 10 月 1 日に東京地裁が不当判決を出したことにより現在東京高裁で闘っており、7 月 6 日に結審となり、11 月 1 日に判決が出されます。

### 日本通運無期転換逃れが何故問題なのか

原告の O さんは 2010 年派遣労働者として日本通運で働き始め、1 年半後には直接雇用となり、2018 年 3 月 31 日の解雇（雇止め）時点では直接雇用で 5 年を超え通算 7 年働いています。O さんが直接雇用となる際には、日本通運からは「長く働ける」との説明があり、継続して働くつもりでした。

しかし、日本通運は勤続 5 年を越えると雇用期間の無期転換権が発生する労働契約法 18 条が 2013 年に施行されたことから、従来の方針を変え無期転換逃れを全社的に行うために、有期雇用労働者の労働契約書に雇用期間の上限を 5 年とするという内容の「不更新条項」を挿入してきました。当時の日本通運の説明は「書式が変わっただけ」との説明であり、O さんも安堵していました。しかし、日本通運は 2017 年 6 月、前言を翻し「不更新条項」の通り雇止めにすると通告してきました。「不更新条項」をろくに理解せずに「悪いようにはしない」と言っていた現場管理者も手のひらを返し解雇（雇止め）を強行してきました。

労働契約法 18 条の効力が発生した今日、この様な理不尽な雇止め（解雇）は認められません。

### 2020 年 10 月 7 日に東京高裁に控訴－東京地裁判決の不当性を暴く

無期転換について、労契法 18 条制定時に 8 年後の見直しが確認されており、厚労省でこの 2 年間に行った調査結果と検討委員会報告書を元に、現在労政審で審議されています。課題として無期転換に関する周知徹底、直前の雇止め、転換後の労働条件などが出されていますが、直前の雇止めは労契法 18 条の適用外として、大方問題がないとする先入観で流されてきています。とりわけ、無期転換逃れのための潜脱、脱法である不更新条項に対しては司法の判断に委ねるような姿勢です。

東京高裁では、こうした点も含めて東京地裁判決の誤りを指摘しており、9 月 22 日には 3 回目の院内集会を計画しています。

### 堂々と職場に戻る闘いに支援をお願いします

多くの仲間による物心両面での支援の力で闘ってきましたが、労契法 18 条の潜脱を許さず、堂々と職場に戻る闘いを進めていきます。

今後とも 11 月 1 日の高裁判決に向けての取り組みにご支援をお願いを申し上げます。

**連絡先：**ユニオンネットお互いさま 委員長 峰岸亨

〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-15-9 武蔵野ビル 2F N P O 労働相談室内

TEL 070-6576-2071 FAX 03-5577-7263 メール info@otagaisama.org

**カンパ振込先：**郵便振替 0180-1-561308

通信欄が無記載の場合は「日通闘争カンパ」と記載願います。